

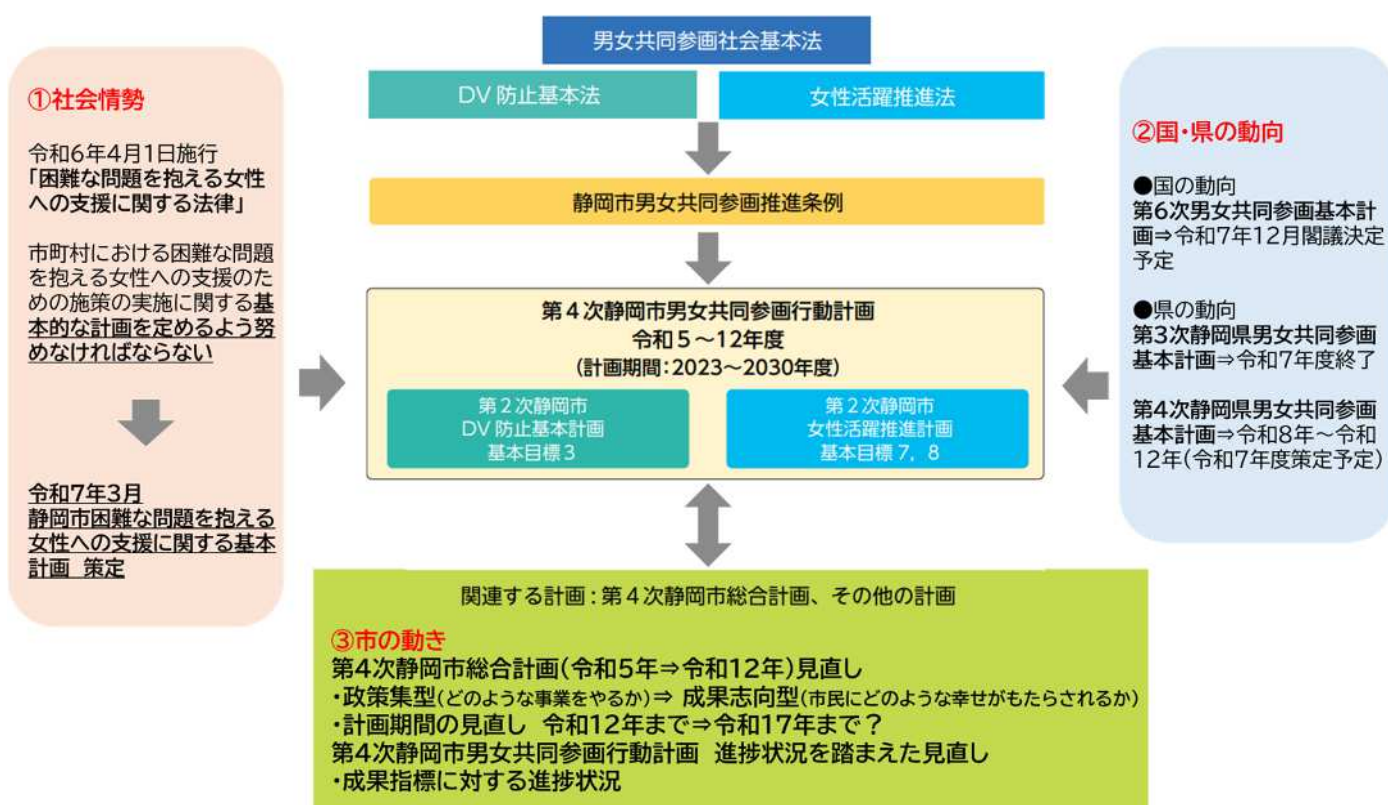
第4次静岡市男女共同参画行動計画中間見直しについて

●計画の位置づけ

本計画は、静岡市男女共同参画推進条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づき静岡市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づき静岡市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねています。

●見直しのポイント



見直しのポイントは下記3点です。

- ①社会情勢を踏まえた見直し（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）
- ②国・県の動向を踏まえた見直し（第6次男女共同参画基本計画、第4次静岡県男女共同参画基本計画）
- ③市の動きを踏まえた見直し（第4次静岡市総合計画見直し・行動計画進捗状況）